

29宗下第426号
平成30年3月2日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(都市建設部下水道課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成30年2月26日付29宗監第217号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（下水道課）

定期監査実施日：平成29年2月22日

監査対象年度：平成28年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>排水設備改造資金貸付金に関する事蹟について 宗像市排水設備改造資金貸付条例第4条では、資金の貸付けを受けようとする者は、公共下水道管理者に資金の貸付けの申請をしなければならないと規定されている。また、同条例第7条では、資金の貸付けの決定を受けた者は、公共下水道管理者に借用書を提出しなければならないと規定されている。しかし、提出された「排水設備改造資金借入申請書」及び「排水設備改造資金借用書」については、あて先が宗像市長となっているので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>排水設備改造資金貸付金に関する事蹟について 定期監査での指摘後、宗像市排水設備改造資金貸付条例の規定に基づき、申請書及び借用書のあて先を公共下水道管理者の表記とするよう改めました。 また、課内で会議を開催して周知を徹底しました。</p>